

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和7年3月21日（金）
午前10時01分～午後1時49分
場 所： 第二委員会室

出席委員 （6人）	委 員 長	本 間 としえ	副委員長	岩 崎 みなこ
	委 員	中 島 律 子	委 員	大くま 真 一
	委 員	あらたに 隆見	委 員	松田 だいすけ
	議 長	三 階 道 雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古 谷 真 美	文化・生涯学習推進課長	垣 内 敬 太
	スポーツ振興課長	小 泉 瑞 穂		
	子ども青少年部長	鈴 木 恭 智	子ども・若者政策課長	廣 瀬 友 美
	幼児教育・保育担当課長	西 達 也	子ども家庭支援センター長	田 島 佐知子
	児童青少年課長	石 山 正 弘		
	教 育 部 長	小野澤 史	教育振興課長	城 所 学
	社会教育・文化財担当課長	齊 藤 義 照	図 書 館 長	渡 邊 哲 也
	学校支援課長	櫻 田 芳 恵	学校給食センター長	佐 藤 彰 宏
	教育協働担当課長	野 原 敏 正		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第22号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	第23号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	可決すべきもの
3	第24号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第25号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第26号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 子ども・若者への支援について	了承
7	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025	文化・生涯学習推進課
2	多摩市多文化共生推進基本方針の策定について	文化・生涯学習推進課
3	第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直しについて	文化・生涯学習推進課
4	スポーツ施設におけるサービス向上の取り組みについて	スポーツ振興課
5	児童館の今後のあり方基本方針の策定について	児童青少年課
6	桜ヶ丘児童館の大規模改修工事について	児童青少年課
7	令和7年多摩市二十歳の祝賀祭について	児童青少年課
8	令和7年度学童クラブ待機児童状況（予定）について	児童青少年課
9	こども家庭センターの開設について	子ども家庭支援センター 健康推進課
10	多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～の策定について	子ども・若者政策課
11	多摩市子ども・子育て会議の委員構成の改正について	子ども・若者政策課

12	子ども向けリーフレットの作成について	子ども・若者政策課
13	多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について	幼児教育・保育担当
14	保育料第一子無償化による関係条例の一部改正について	幼児教育・保育担当
15	令和7年4月 認可保育所等新規入所申込等の状況について（暫定値）	幼児教育・保育担当
16	令和6年度多摩市子どもみらい会議の開催について	子ども・若者政策課
17	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）について	教育振興課
18	多摩中央公園グランドオープンについて	社会教育・文化財担当 公園緑地課
追加	国登録有形文化財（建造物）の登録について	社会教育・文化財担当
19	特別支援学級の新設について	学校支援課
20	学校給食残さリサイクル事業について	学校給食センター
21	学校給食センター建替えに向けた進捗について	学校給食センター
22	I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について（令和6年度実施）	教育指導課
23	（仮称）「第二次多摩市読書活動振興計画」策定の進捗状況について	図書館

午前10時01分開会

○本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第22号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 第22号議案、多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正し、文化芸術の振興に係る計画の推進及び施策の評価を行うための附属機関として、同条例において設置を定めている多摩市文化芸術推進委員会について、その設置及び運営について必要な委員の定数や、委員の任期等の規定を加えるものである。

詳細については、文化・生涯学習推進課長よりご説明申し上げます。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、委員会資料の多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定についての資料をご覧ください。

資料2ページ目以降、これまでの経緯と今後の予定というページであるが、令和6年度、条例に基づく計画の策定を記載のとおり高校生ヒアリング、市民アンケート、団体ヒアリング等をしながら、計画の策定を進めてきた。

2ページ目をめくっていただいて、12月から1月にかけてはパブリックコメントも実施しており、この4月から、計画である多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025というものをスタートをさせるところである。

この内容の詳細については、追って協議会報告でご説明させていただくが、この本計画の進行及び施策の評価を行う附属機関として設置をしていくので、その内容について条例で詳細を規定する改正内容である。具体の改正内容については、ページをさらにおめくりいただいて、4分の4ページをお開きいただければと思う。

この委員会の所掌事項としては、市長の諮問に応じて、この計画の推進及び施策の評価に関して審議、答申することである。また、委員構成については、多摩市における文化芸術について知見または経験を有する市民、また、専門

家、その他の者7名以内というところである。また、任期については、2年を想定している。

この委員会を設置するに当たって、現行条例に委員構成、委嘱任期に関する事項を追加で定める必要があるので、この定例会において改正案を上程している。

○本間委員長 これをもって説明は終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 1つお聞きしたいが、これで委員会を構成する、委員を選任していくが、今ここに知見を有する方と資料にあるが、どういった方々を委員として想定しているのか、ここだけ1つ確認したい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 まず、学識の方については、これまで計画策定に関わっている学識者の方にまずお願いするとともに、計画策定に携わっている市民の中で、この文化芸術活動の中間支援的な役割を担っているような方々もいらっしゃるの、そうした方々には、引き続きお願いしたいと思っているし、また、新たに文化芸術に関する部分で、中間支援的な機能、あるいは自ら活動をされているような方、そうした方も新たな委員としてお願いしたいと思っているところではある。

○岩崎委員 今まで条例の中には書き込んでいなくて、今度具体的な人数とか委嘱するという、この2年という期間だが、これが短いのか、大分話し合いが詰まってきたときにもう終わるみたいな感じになると思うが、再任とかもあるのか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 再任を妨げるものではないと考えているので、場合によっては4年間という方も出てくることは想定しているところではある。

○岩崎委員 つまり、2年の間にこのことを話し合おうという感じで、ある程度決めていく。また、次の2年でというような目的みたいなのを話し合っていくのか、何か問題があるかもしれないということで、一応委嘱して、その都度その都度話し合っていくのかというのは今、市としてはどう考えているか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 後ほどご説明する計画の中でも、例えば多摩市における中間支援のあり方という部分については、令和8年度までの目途といったところも示しているので、そういう目途を定めて検討する事項であるとか、毎年毎年の施策の評価といったところの部分であるので、その目途をもって進める検討事項、それから、毎年の発生する評価といったところを合わせながら、審議をしていただくというところで意に付しているところである。

○岩崎委員 ぜひいろいろな意味で、難しいといったら変

だが、目標というのは難しい部分もあるが、大事な視点だと思うので、ぜひ議論を活発によりしくお願いしたいと思う。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第22号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第23号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第23号議案についてである。本市では、本年度から国の乳幼児等通園支援事業と東京都の多様な他者との関わり機会の創出事業を組み合わせ、多摩市こども誰でも通園事業の試行を実施している。

このたび児童福祉法の改正により、本年4月1日以降、乳児等通園支援事業は市町村による認可事業として位置づけられる。このことに伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることを目的として、本条例を定めるものである。よろしくご審議のほどお願いする。

○本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 幾つか確認をさせていただこうと思う。まず2種類あって、余裕活用型乳児等通園支援事業について、基準については、これまでのものと同じだと思うが、25条でおのおの施設に基づくものと規定されているということでもいいのかということをお聞きしたいのと、もう一つ、家庭的保育事業所、いわゆる保育ママさんの実施も可能な条例になっていると思うが、そういった予定とか、要望とかそういったものがあるのかということを確認したい。

○西幼児教育・保育担当課長 今、2点ご質問があったと思う。1点目の余裕活用型の乳児等通園支援事業における基準のところだが、令和6年度試行実施を開始しているが、

この基準については、国で定められた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づいて既に多摩市で設けている保育の基準にのっとり、一時保育とかと同様な基準で実施をしていくというところで、安全を確保しているといったところである。

2点目の家庭的保育事業所等での実施についてというところであるが、制度的には実施が可能な制度となっているが、現時点では多摩市においては、この前の議会の予算審査でもご答弁させていただいたが、令和7年度については、予定はしていない。

○大くま委員 では、一般型乳児等通園支援事業のほうでもお聞きしたいが、第22条の2項では、常時2名を下回ってはならないとまず規定されていて、その3項の(1)(2)でいずれかの場合は1名とすることができるとされている。

(1)は、一体的に運営されている園で職員さんが支援できる場合に、担当職員が保育士であれば1名でいい。(2)のほうは、保育園に現に実施されている場所で、3人以下の乳幼児を受け入れる場合であれば1人でいいとなっているということだと思うが、いろいろな施設でやっている中で、例えば幼稚園で行っている事例なども、そういった場合にも、担当職員さんには保育士資格をこの場合求めているということなのかをお聞きしたいと思う。

もう1点、この制度全体で満3歳未満で利用できる制度になっているが、逆にいうと3歳になったら使えないわけで、4月生まれ、5月生まれとかになると、年度の当初以降使えないというような方も出てきかねないと思うが、今現状、そういったことで課題になっているのか、今のところそういったことはまだ起こっていないのか、それだけちょっと確認をしたいと思う。

○西幼児教育・保育担当課長 また、2点ご質問いただいたかと思うが、まず、1点目の幼稚園で実施する場合といったところであるが、この基準のとおり、既に令和6年度も実施ができていたところ幼稚園教諭をお持ちの先生の中には、保育士の資格をお持ちの先生がいるので、そういう先生を配置して実施をしているといったところで、今後も同じ同様の方法で実施をしていくという予定になっている。

2点目の3歳未満のところであるが、ご指摘のとおりこちらの事業、3歳の前日で誕生日を迎えるので、3歳の誕生日の前々日が最後の利用可能な日となっているので、そこをもって、利用されていたお子さんがいる場合は、こども誰でも通園の利用はできなくなるといったところである。

これについては、市のほうでも認識をしていて、例えば

幼稚園とかだと、プレ保育とか実施していて、そちらへの移行を幼稚園と一緒に相談をして、継続的な受入れをお願いしたりとか、保育園においても、通常の保育のほうをご案内するといった形で、継続的な受入れができるようには寄り添っていきたいなと思っている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第23号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第24号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは第24号議案についてである。本案は、社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正し、保育所吹付けアスベスト等対策工事補助金の補助基準に関する規定を改める。

具体的には、東京都の補助制度に加え、国の補助制度を活用できるよう、補助基準の算出方法を改めるものである。よろしくご審議のほどお願いする。

○本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○岩崎委員 この条例をつくるということで、多摩市にアスベストということで、対策しなければいけないとなってきたということで、変えるということでいいのかをお聞きする。

○鈴木子ども青少年部長 もう議員の皆さんご案内のとおり、公共施設あるいは小学校、中学校等についてもアスベスト、これは法律にのっとって対応しているところである。

いわゆる露出しているようなアスベストということではなくて、外壁等の塗料にも、アスベストの成分が含まれていることから、当該園については、南鶴牧地区の現在工事中の認可保育所であるが、今年、新しい新園舎の建設がほ

ぼ終了したところである。新年度、これから旧園舎の一部取壊しをするので、その際に飛散防止対策等を含めて、工事上の施工が必要ということで今回対応させていただくものである。

○岩崎委員 そうということがはっきりわかっているということで、対策は慎重をお願いしたい。

○大くま委員 1点だけ、これまで都としていたものを国及び都にするということで、この国の新たに補助を受けられるようにするというもの。その補助については、国と都、例えば範囲が違って併用したりすることができるようなものなのか、また全然違った形になるのか、そこだけちょっと確認したい。

○廣瀬子ども・若者政策課長 前回の協議会でも少し説明をさせていただいたところだが、東京都の補助制度がアスベスト対策工事については、活用ができない部分が出てきて、国の制度を優先するようということによって活用できなくなったので、そのために、国の補助基準を活用すると改める。なお、アスベストの調査に関しては、今後も東京都の制度を活用できるということで、国または東京都と改める。

○あらたに委員 今回、結構漢字を平仮名にしたりとか、ルビを直したりとか、そういうのがすごく多いが、今回たまたま内容をいじることもあったので、併せて見直しということになるのかと思っているが、今ある条例で、今まで手をつけていないようなもので、こういったものがまだいっぱい残っているのかと思っているが、その辺についてはどうされるのか。

○鈴木子ども青少年部長 これは子ども青少年部に限ったことではない。全庁的に条例というのは、特に改正する必要がない場面では、そのままになっているものが、例えば昭和の時代に制定された条例について、趣旨、その条例が目指すところが変わるものについては当然、その時期に適正に修正しているが、例えば、てにをはの使い方とか、ルビを振る、振らない等については、やはり時世に応じて条例がどうあるべきというところが変わってきている。そういったものについては、改正のタイミングに合わせて行うのが今の本市の対応の趣旨であるので、ご理解いただければと思う。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第24号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべき賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第25号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第25号議案についてである。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、家庭的保育事業等の利用者である乳幼児の食事を外部から調達する場合に求めている「栄養士」による配慮を「栄養士又は管理栄養士」による配慮に改めるものである。

併せて、家庭的保育事業者等が保育内容支援の実施及び代替保育の提供を受けるための連携施設を確保しなければならない義務について、一定の場合に免除する規定を加えるとともに、連携施設の確保が著しく困難であると認められる事業者等について連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長するものである。

よろしくご審議のほどお願いする。

○本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 2点お聞きしたいが、まず、食事の提供について、外部からの搬入をできるようにするということには、多摩市内の保育ママさんのところで、外部から搬入している事例はないとその時点で確認しているが、今どうなっているのかを確認したい点と、もう一つ、連携園の確保について、なかなか大変だということはお聞きしているが、今、市内でその連携園を指定しているような施設があるのかどうか、次の件とも関わってくるかと思うが、その2点を確認したい。

○西幼児教育・保育担当課長 2点ご質問いただいた。1点目のまず食事の搬入についてであるが、こちらの家庭的保育事業所等だが、市内には約8施設ある。その中で、同一法人認可保育施設と、小規模保育事業所を運営している法人があって、同一法人のところで搬入をしているという

ことを伺っている。

実情として、既に栄養士の観点で支援を受けているので、今回、栄養士に加えて、管理栄養士も加わったというところで、もともと栄養士で規定を満たしていたので、影響は特になかったという状況である。

続いて、連携施設のところであるが、今申し上げたところだが、この家庭的保育事業所等というのは、小規模保育事業所と事業所内保育事業所、家庭的保育事業所合わせて8施設あるが、連携施設が設定されている施設は、8施設の中の4施設である。

残りの4施設については、連携施設として位置づけるものが設定できていないので、今回の経過措置の延長の対象になっている。引き続き連携施設として位置づけられなくても小規模保育事業者同士とか、そういった事業者間での連携協力はあるので、引き続き、市としても寄り添っていきなと思っています。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。――質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。――意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第26号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第26号議案について理由を申し上げる。本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、当該基準府令に準じて、多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、特定地域型保育事業者が保育内容支援及び代替保育の提供を受けるための連携施設を確保しなければならない義務について、一定の場合に免除規定を加え

るとともに、連携施設の確保が著しく困難であると認められる事業者等について、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長するものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いする。

○本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより、第26号議案 多摩市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査 子ども・若者への支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。子ども教育常任委員会では、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を持つ多摩市として、不登校対策やインクルーシブ教育など、子ども・若者に関して市が抱える課題を踏まえ、子ども・若者への支援の具現化を目的とし、調査研究を進めてきた。

これまでの調査内容を整理すると、令和5年6月26日に子ども・若者への支援についてを2年間のテーマとして設定した後、10月にテーマに関連する先進市として、愛知県豊橋市及び京都府京都市へ行政視察に赴き、子ども・若者支援の先進的な取り組みについて学んだ。

また、11月には多摩市私立幼稚園協会園長会及び多摩市私立保育園園長会と子育て支援を行う各施設における取り組みや、課題などについて意見交換を行った。

これらの活動を通して子ども・若者支援の効果や課題などの実際を学んだことで、さらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必要があると考え、令和5年12月15日に、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけた。

所管事務調査に位置づけた後、令和6年1月には、子ども食堂、誰でも食堂の運営者などが定期的に情報交換を行う会議体である「たま食ねっと。」及び多摩市認証保育所連絡会と意見交換会を行い、それぞれの立場での子ども・

若者への支援について意見を聴取した。

その後、2月に勉強会を行い、行政視察で得た知見や意見交換会の成果を整理し、4月には担当所管課にご協力いただき、市の現状や今後の方針等を確認し、学びを深めた。

そこまでの意見聴取や勉強会の内容を委員会で振り返り、具体的な提案に向け、今後さらに掘り下げて調査したい課題を協議した結果、子ども・若者への相談体制、特に行政とのつながりが切れやすい高校進学時や就職時への支援、社会的自立のできる生徒の育成という観点からの不登校対策の2点とした。

これらの課題についてさらに知見を深めるため、令和6年10月に、子どもたちが自らのペースで興味関心や能力、進路に応じ、自立して学ぶことを最大限に尊重する学びづくりを行う名古屋市立山吹小学校の取り組み及び、様々な困難を抱える子ども・若者を支援する窓口として、奈良市若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」を設置している奈良市の取り組みをそれぞれ視察した。

以上の経過により、これまで調査を進め、12月の委員会では、子ども・若者への支援についての具体的な要望、提案を報告書にまとめ、市長に送付することを目指すことを確認した。

さらに、前回の委員会から本日までの間に勉強会を実施し、子ども・若者への相談体制、特に行政とのつながりが切れやすい高校進学時や就職時への支援について、委員会として具体的に要望を提案することを確認し、報告書の形にしてきた。

今回は、その調査報告内容及び定例会最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について、確認を行いたいと思う。

まず、資料にある所管事務調査報告書について確認する。これらは、委員長から議長へ報告する際の鏡文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書の案である。

この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ、所管事務調査報告として提出したい。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。なお、誤字などの軽微な修正や、最終的な体裁等は委員長にご一任願う。

また、本所管事務調査、子ども・若者への支援については、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して、市長へ調査報告書を送付したい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただきます。

次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。

先ほど、調査報告書の内容について確認したが、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査に至った背景及び調査内容の簡潔な報告、今後に向けた市側への要望、提案。以上を報告する必要があるかと思うが、ここにほかに盛り込むべき事項はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 それでは、この内容で、本定例会最終日の所管事務調査報告とする。なお、具体的な報告内容については、委員長にご一任いただきたい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただきます。

日程第7、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにした。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前10時35分休憩

（協 議 会）

○本間委員長 それでは、1番、多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 こちら、協議会の1から4までは、くらしと文化部の所管の事務である。1以降については、直接それぞれの担当課長からご説明させていただいてよろしいだろうか。では、どうぞよろしくお願いいたします。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会1である。多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025について、ご

説明させていただく。資料を開いていただいて、資料構成であるが、冒頭に概要版、装丁としてA3の1枚の資料で、裏表の部分で横になっていて、88分の1ページと2ページが、この概要版というような形式になっていて、2ページ目の途中から本編のA4縦の資料、ちょっと合体させた関係で見づらくて大変恐縮であるが、資料構成としては、88分の3ページ以降が本編の計画という形になっている。

本日、時間に限りあるので、冒頭1ページ目と2ページ目の概要版のところでご説明をさせていただく。A3見開き版になっているので、説明についてはまず2ページ目の左側のページを拡大していただいて、計画策定に当たってというような左上に書いてあるところの資料をまずご覧いただきたい。

それでは、本計画の策定の目的であるが、先般、一部改正をご審議いただいた、多摩市みんなの文化芸術条例に基づいて、文化芸術ビジョンの目指す姿、「多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている」を実現するため、文化芸術振興に関する施策を推進する10か年の計画を策定するものである。

2番目に、本計画の文化芸術の範囲の部分だが、文化芸術基本法に例示された、ここに記載されたものを基本としながら、みどりやイルミネーション等特徴ある多摩市のまちの景観といった、本市固有の文化とか今後新たに生まれる表現等についても含めるものとしている。また今回、市民アンケートとか高校生ヒアリング、団体ヒアリングを行って、現状課題の把握を行っている。

主な課題として、ここに7つ列举をさせていただいている。これらの課題を受けて、真ん中冒頭にあるとおり、計画の施策体系を整理しているところである。計画の施策体系の部分だが、目指す姿としては文化芸術ビジョン、多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている。そこを目指しながら、施策としては大きく4つ、A B C Dというところを立てていて、まずAとしては、誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出、そして2番目としては、B、市民の豊かな創造・表現活動の支援、そして3つ目、C、子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充、そして、Dが多様な主体や他の分野のつながりの推進というような4つの施策を立てていて、そこに、ひもづく取り組みとして、Aの中の赤い箱の中、まちなかで文化芸術に触れ、楽しむ機会の充実など、そういった形で施策体系を整理しているところである。また、この箱の下には、推進体制や中間支援機能の強化、また、計画の推進に向けた連携ということで、これらの施策を推進するための体系

といったところで3つ掲げている。

また、取り組みの中に太字、下線で表記をさせていただいている取り組みがそれぞれABCと一個ずつ入っている。

これらは重点取り組みということで、特に注力しながら進捗の確認、評価を重点的に行う取り組みということで、各取り組みから1つずつ、それにプラスして推進に向けた取り組み部分の真ん中の中間支援機能の強化、これも重点という形において、計5つを今回選定して、5年後ぐらいに計画の見直しは行いが、その見直しを行うまでの間、これらの5つを重点取り組みとして、進捗確認、評価を先ほどご審議いただいた文化芸術推進委員会を中心に協議の上、進めていきたいと考えている。

また、ページをお戻りいただいて、1ページ目の左半分の部分をちょっと拡大してご覧いただければと思うが、1番の推進体制、2番、計画の推進に向けた連携、そして3番、中間支援の強化ということで、推進に向けた部分としては、推進体制としては庁内の連携はもとより、文化芸術推進委員会を設置しながら進めていくという部分、そして、2番目の計画の推進に向けた連携という部分では、多摩市文化芸術振興財団や、市内のアーティスト、文化団体、NPOなど多様な主体との連携といった部分を記載している。

また、3番目の中間支援の強化という部分であるが、今後多様な主体の連携を促進していく上では、それらをつないでいくような中間支援の機能を持つ団体を行政が支援していきながら、文化芸術活動の発展を支えていくということを目指していくところであって、今後、この中間支援機能のあり方といったところも、文化芸術推進委員会のところで協議を進めながら、計画の見直し時期においては具体的な支援策、この中間支援機能の強化に向けた具体的な支援というものを着手できればと考えているところである。

4月以降、この計画がスタートして、市民の方に向けた周知、あるいは具体的な施策の推進といったところをスタートして、次年度から評価をスタートしていくということで考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 中間支援機能の強化ということで、これから委員会のほうで検討していくということだったが、今の時点でどういったもの、ちょっと中間支援機能の強化だけだとイメージがしづらいので、どういったことを想定しているのか、そこだけお聞きしたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 例えば多摩市文化振興財団に求める役割の部分だと、地域のイベント等に、市民団体や地域のアーティストが活動機会を広げられるよう、文

化振興財団がコーディネート機能を行いながら、鑑賞者と担い手をつなぐというような役割を求めている部分である。

一方、多摩市文化団体連合という団体があるが、そちらに関しては、文化団体同士の交流といったところを支援していくという役割が今後求められる部分と考えている。

このほかにも現在、民間のカフェなどでも、地元のアーティストさんを起用しながら、自分のカフェの場所を使いながら市民の方に鑑賞機会を提供しているというような、そういった実質中間支援的な役割になっている方々もいらっしゃるので、そういったところをより発展していけるといいのかと考えている。

○岩崎委員 1つだけお聞きしたいのは、このCのところで、今ご説明いただいたところで、子どもの文化、子どもが主体でお話しいたいて、文化芸術に触れ、体験する機会の拡充と書いて、取り組みの下に、乳幼児に向けた文化芸術と書いて、その下に児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞と書いて、また下に子どもに向けたとなっているが、乳幼児、児童、子どもとあえて分けた理由があるのかをお聞きしたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 未就学児とそれ以上の児童・生徒といったところでは、アプローチの仕方の部分が取り組みレベルでは変わっていく。

やはり未就学児だと、なかなか文化芸術の鑑賞をして何か例えば感想を求めるとか、そういった部分というよりは、むしろ体験をしてもらうといったところを例えば保育園、幼稚園さんのところでも今やっていらっしゃると思うが、そうした部分、あるいはパルテノン多摩で触れるというような機会を未就学児のほうには機会を設けていく。

一方、児童・生徒については、小・中学校を中心としながら、実際観賞をするといった部分、体験事業自体もあるが、やはり一定の質が高いもの、感動をしながら自らもやってみようかというようなところに働きかけるような鑑賞といったものを重視していく必要があるというところで、乳幼児に向けたというところと、児童・生徒に向けたという部分については、取り組みレベルでは仕分をした部分である。

○岩崎委員 確かに年齢によってその力や能力は違うと思うが、芸術は少し違う意味でみんな同じようなものを見ても、それぞれの感性はあるかと思うので、その意味では分ける意味と、分けずにいろいろ一緒に考えるととかそういうことと両方あるのかと思う。

なので、多分専門の方も入れながら委員会でいろいろ話し合われると思うが、子どもということでこれに併せてや

っていただくという意味では、すごくいいなと思うが、あえて小さいだけ、小さいからなかなかできないだろうではなく、いろいろな考え方で考えていただきたいと思う。よろしく願います。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に2番、多摩市多文化共生推進基本方針の策定について、市側の説明を求める。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会資料2を開いてほしい。

多摩市多文化共生推進基本方針の策定ということで、資料については、A4縦の経緯を書き連ねた資料、それから2番目のその次の資料、多文化共生方針の概要版、そして、3つ目の資料が基本方針の本編ということで、資料としては、この件に関しては3つにファイルが分かれています。

まず説明に関して、これまでの経緯について簡単にご説明させていただくので、1番目のA4縦の資料を開いていただければと思う。

まず1ページ目だが、近年、日本人の人口減少が多摩市においても見込まれている中で、外国人住民については増加傾向にあるというような状況である。この先、日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、共生するための多摩市が行うべき具体的な施策の方向性を今回明らかにすることで、この基本方針を策定したところであるので、報告させていただく。

方針策定に当たっては、庁内の課長級の策定委員会のほか、学識者、アドバイザー、それから、多摩市国際交流センター(TIC)への意見聴取、また、市民アンケートや外国人の方へのインタビュー等を踏まえながら、協議、検討を重ねてきたというものである。

主な策定経過はこちらの表に示させていただいたとおり、5月以降、基本方針策定委員会を中心に、市民参画を経ながら2月に策定、第4回の策定委員会を経て方針を定めたところである。方針の肝となる方針の内容だが、3つの施策の方向性を掲げている。コミュニケーション支援、生活支援、そして地域づくりと意識醸成という3つの方向性を掲げているところである。

こちら概要版のところで少しご説明させていただければと思うので、2番目の資料を開いてほしい。4ページ目ものになっている資料である。

1ページ目の趣旨と現状は、先ほど外国人住民の方が増

加傾向にあるといったところはデータで示しているものである、こちらは割愛させていただいて、ただちょっと特徴的な部分を申すと、現状の真ん中の2ポツ目のところであるが、国籍の多様化が進んでいるところと、移住者をはじめ、長期滞在が見込まれる外国住民が多いというのが特徴であって、また年代別で見ると40代以下の方は、全体の70%を示していることで、若い世代の外国人住民が多いという状況が、特徴としてある。

それ以外にもいろいろなデータを本編で分析していて、そちらは後ほどお時間あるときに見ていただければと思うが、そうした現状分析を行う中で2ページ目をお開きいただきたいが、現状分析の主な結果ということで、幾つか列記をさせていただいている。

言葉が通じないというようなところ、市役所での手続き方法がわからないというお困りごと、日本語教室の周知や情報の多言語化が求められるというところなどが、確認できたというところである。

そうしたところを受けて、課題と施策の方向性ということで、右側に整理をさせていただいているところが、先ほどご説明させていただいたコミュニケーション支援、生活支援、そして地域づくりと意識醸成という3本柱の施策である。

これら3つの方向性にひもづく主な取り組みとして、おめくりいただいた4ページのところに具体的なそれぞれの柱にひもづく取り組みといったところを整理しているところである。全部で12の主な取り組みを記載しているところであって、地域における各主体との連携・協働とか、多文化共生を担う人材育成、また、市役所等の多言語対応、日本語教育の推進、また、日本語がわからない子どもに対する日本語教育の確保などなど、そうした部分を取り組みとして整理させていただいたところである。

また、今後の推進体制という部分であるが、多摩市生涯学習推進本部という既存の庁内委員会、こちらを中心に庁内連携をしながら進めていく部分と、関係機関の連携という部分では、これまでもそうであるが、多摩市国際交流センター、そして東京都や他自治体、そして近隣大学や市内に2つある日本語学校さん、そうしたところと連携しながら、本方針の取り組みを進めていきたいと考えている。

資料をお戻りいただいて、先ほどの1つ目の資料の2ページ目の部分であるが、策定後の動きというところである。方針策定後4月以降、たま広報等を通じて、広く市民に周知するほか、当課が主催するイベント等での参加者あるいは外国人及び日本人住民において、様々な機会を通して内

容の普及を進めてまいりたいと思っている。具体的内容は記載のとおりということである。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 以前ちょっとそういうお声があってお聞きしたことがあったが、やはり日本語教育に関して、あるいは日本語をもうちょっと学びたいという方に対して、お仕事をしながら、オンラインが使えるといいという声があったと思うが、そういう方向性も今後考えていく中の一つの取り組みになっていく可能性があるのかをお聞きする。

○垣内文化・生涯学習推進課長 オンラインで学んでいる方については、一定数いらっしゃるといったところは今回アンケートでも確認は取れている状況である。東京都の施策の中でも、そうした取り組みもあるといったところ、また、民間のところにはサービスといったところもあるので、そういったものも勘案しながら、TICとも協議しながら、日本語教室のあり方といったところは検討を進めていきたいと思っている。

○大くま委員 一つだけ要望をお聞きしたいが、2つ目の資料の現状のところ、長期滞在が見込まれるあるところで、永住者はよくわかるが、身分に基づく在留資格が多いというのはどういった方々のことなのかをお聞きしたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 こちらについては、実際、配偶者としていらっしゃるというような方など、身分に基づく方というところで、技能実習とか、そういった仕事としていらっしゃるというよりは、実際、目的を持っていらっしゃる方の永住者の方が配偶者であるとか、そういったところのニーズを持って、在留資格が認められている方である。

○あらたに委員 国なんかでは、この多文化共生の基本方針というのは、その上に地域の国際化の推進というのがあって、多文化共生がついてくるのだが、何かこの計画をぼんと多文化共生で、多摩市に外国人がふえてくるから、何かこれをつくっているみたいな書き出しになっているのだが、もともとはやはり地域の国際化の推進というか、そういったことへの対応というのが大もとにあるのかと思っているが、そこら辺は何かあえてうたわなくても大丈夫かという、何となく読んだ最初に出だしの書きっぷりが、本来の目的は地域の国際化の推進というか、そういったものがあつた上で多文化共生が来るのだと私は思っているのだが、そこら辺はどう考えているのかというのだけ確認させていただきたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 おっしゃったとおり、地域の国際化の推進という大きなところの部分については、

本編の部分についてはもう少し詳しく、これまで国や東京都の動向といったところを記載しているところであって、今回のご説明資料でちょっといろいろ省いてしまったといった部分もあるので、本編の部分については、これまでの国や東京都の動向といったところを踏まえながら、また、これまで本市における地域の国際化についての部分はTICが主に担ってきた部分、そういう経過の部分をこれまでの歩みといったところで記載をさせていただいたところである。

そうした流れも受けながら、今回方針を策定したところで、本編のほうでは細かく記載をさせていただいたところである。

○あらたに委員 策定の趣旨とかがいきなり多摩市の中でも外国人がふえてきたのでみたいな書きっぷりになっているので、先は本当は国際化を推進していくのだという多摩市の姿勢の中から、そういうふうにされたほうが私はいいいのではないかなと。

書きっぷりとして最初に何か自然に外国人がふえてくるから、この方針をつくるのだみたいなふうを受け止めるので、何となくそこがちょっと読んでみて、国が本当にやろうとしている大もとの趣旨のところが最初に抜けているなと思ったので、ちょっと感じた。読む方によつての感想なので。

○古谷くらしと文化部長 国際化、国際交流ということで他国にも目を向けて、グローバルな人材として活躍できるようになりたいという、そうした視点も必要、そういうパワフルな、ポジティブな、そういう視点というのは忘れずにやっていく必要があるかと考えている。

外国人の人口がふえてきているので、そこを何とかしくはないかということでは決してないが、ただ人がふえるということは、なかなか地域の社会で生活していく中で、ポジティブなこともあるかもしれないが、摩擦というようなところもあるかもしれない。特にそれは日本語がコミュニケーションがうまくいかないといったところでは、そうしたことというのは起こりがちになるかもしれない。

外国人で働いたり学んだり、生活されていらっしゃる方々、外国籍の方であっても、日本人であっても、気持ちよく地域の中で支え合える、そういう社会を実現していくためには、そこにまず課題となっているところを解消していったり、支援していくということが必要であるということ。今回はデータをもとにして、何に困っているのか、何を課題として捉えているのか、思っているのかといったところを把握した上で、施策の方向性を立

てさせていただいたところである。

先ほど3つの方向性ということでコミュニティ支援、生活支援といったところは、今現状だんだん人口がふえていらっしゃるところを踏まえた上での課題のところではあるが、国際化という視点で言うと、3つ目の方向性のところになるかと思う。地域の中で活躍していただくという、そうしたところというのは、活躍していただくことで交流が深まっていくということである。ほかの他国の文化背景を持っていらっしゃる方と交流することで、おのずと国際化というような知見も持っていただくといいところである。

○本間委員長 書き出しの部分というのは、これからまた、変えたりすることはできるのか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 こちらの方針については、決定をさせていただいたところであるので、今後その広く周知していく際に当たっての表現内容として、今回いただいたご意見を踏まえながら、市民の方に周知をしていきたいと思っている。

○中島委員 イベントの欄に、やさしい日本語ワークショップというのがあって、外国人市民に伝わりやすい、やさしい日本語の普及啓発というところで、もう少し具体的に例えばどんなことをここでされるのかというのをお聞きしてもよろしいか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 今年度も実施する想定だったが、実際、外国人の方にご参加いただきながら、また、明治大学のアドバイザーの方に関わっているというところもあるので、そちらの学生さんを交えながら、地域の方でやさしい日本語を使う機会があるような方、特に市内だと、自動車学校さんのほうにどうも外国人の方が最近多く入所される方が多いそうで、そういうご相談を受けているところである。

そういう市内で外国人と多く接する、初めてのような方を対象に、実践方式でやさしい日本語を習得していくようなワークショップを外国人の方、学生を含めてワークショップ形式でやっていきたいと考えているところではある。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、3番、第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直しについて市側の説明を求める。

○垣内文化・生涯学習推進課長 協議会資料の第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直しについて、資料を開いて

ほしい。こちらは、資料は1点のみということである。

この計画については、令和3年度に10か年計画として策定したものである。今回、令和7年度が中間の年度に当たるということで、見直しを行うものである。見直しに当たっては、先般策定した総合計画の基本構想、そして社会変化に合わせ、また各施策が将来横断的に様々な所管の施策にひもづいているものだが、そうした施策の状況において対応、そして市民の方の声も聞きながら、進めていきたいと考えている。

この中間見直しの結果を踏まえて、令和8年度から後期5年間で改定した計画期間とする予定である。

見直しの体制だが、既存の生涯学習推進本部、多摩市学びあい育ちあい推進審議会において、見直しに向けた協議を行っていく。また、当時この計画の策定に当たって、策定委員会の委員長を務めていただいた学識経験者の方にアドバイザーとして関わっていただくというところである。

3つ目の見直しに当たっての基本的な考え方としては、社会の変化に合わせた計画の見直し、それから、一番大きなところは、2番目の各施策の状況変化への対応、そして、市民活動の現状を反映した見直しを考えているところである。

見直しのスケジュールは2ページ目を開いていただいたところだが、生涯学習推進本部を中心に、市民インタビュー、そして学びあい育ちあい審議会の意見を伺いながら、見直しを進めて、令和7年度内に見直しを進めていくところである。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、4番、スポーツ施設におけるサービス向上の取り組みについて、市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、協議会資料のほうをご覧いただきたい。スポーツ施設におけるサービス向上の取り組みについてご報告させていただく。

具体的には総合体育館と温水プール等における利用者サービス向上の取り組みとして、キャッシュレス化や一部施設のリニューアルを行うため報告させていただくものになる。

具体的には2ページを見てほしい。1、総合体育館等のキャッシュレス化である。こちら、現状の状況としては、団体予約でご利用いただく場合に、今、施設の窓口で払っていただいたり、また、オンラインで払っていただいたり

というような状況がある。

これと併せて個人でご利用する場合、券売機でご購入いただいて、ご利用いただいているという中では、団体利用の窓口、それからオンラインでの支払いについては、キャッシュレスに既に対応している状況である。

これに加えて②番に記載をさせていただいている総合体育館、武道館、陸上競技場において、令和7年4月1日より、個人開放等でご利用される個人の方も、券売機等のキャッシュレス化に対応することで、キャッシュレスでのご購入が可能となるというものである。

2番が温水プールのキャッシュレス化である。こちら温水プールのほうについては、年間券とか回数券でご利用いただいている方、独自でご購入いただいているが、これについては、既にキャッシュレス化に対応している状況である。その他、券売機で当日券をご購入いただいたり、また、駐車場をご利用いただくときの精算機、こちらについては、現金のみで対応しているという状況である。

まず、券売機、当日、プールとかトレーニングルームを利用する、当日券を購入するための券売機については、以前も予定としてご報告させていただいていたが、令和7年2月28日から、キャッシュレス化対応を行った。

また、併せて、温水プールの駐車場の精算機のほうにも、現状の精算機にキャッシュレス機器が取り付け可能というところが確認ができて、3月5日よりこちら機器を取り付けて、キャッシュレスでのお支払いが可能となったので、ご報告をさせていただく。

続いて、3ページ目をご覧ください。総合体育館の一部リニューアルということで、4月1日よりスタジオエリアと今呼んでいる場所がある。具体的な場所を申し上げると、総合体育館2階に上がっていただいて、階段上がるとちょっと正面、ちょっと壁があるが、その向こう側に広さ的に8メートル掛ける10メートルぐらいのフリースペースのスペースがある。今、右下の写真、左側が現状ということで、少しパーティションで個室のようにしているような状況であるが、こちらを多目的なトレーニングが行えるスペースとして、リニューアルを図らせていただく。

こちらのリニューアル後のイメージは右下の写真に出ていますが、リニューアル後の利用の方法としては、一つは第3スポーツホール、トレーニングルームご利用の方も、こちらの部屋を使っていただけるような形でご使用いただくということのほか、また、グループブックスンということで、ストレッチなどを中心としたグループブックスンの事業の会場等で使わせていただく予定となっている。併せて、スト

レッチ等が中心で行っていただくお部屋というところでは、5台のストレッチマシンも併せて設置をして、市民の皆様にご利用いただければと考えさせていただいている。

○本間委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今のイメージパース、これは鏡ではなくガラスということで、中が見えているということでもいいのかと、有料ではなく無料なのかということをお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 壁面の正確な素材が手元に資料がないが、基本的には透明で中が見えるような形の壁面にさせていただくところである。あとは、料金についてだが、先ほど申し上げたようにまず第3スポーツホール、トレーニングルームを使う場合はトレーニングルームの利用料金を払っているの、それは今までと同じ料金でこの部屋もお使いできる場所である。事業については事業ごとに参加費等を定めさせていただいているので、これまでのものを継続、今までの事業を継続させていただくものは特段値上げの予定はしていないので、今までの料金でご利用いただける。また今後、新規の事業も検討していくので、それについては事業内容に応じて参加費は検討させていただく形を予定している。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、5番、児童館の今後のあり方基本方針の策定について市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 協議会資料5番、最初にA4横の日程が書いてあるところをご説明させていただく。

これまでのところ、児童館の今後のあり方について昨年の6月からスタートして11月まで、ここに書いてあるのは16回だが、プラスアルファ、学校運営の法人の代表者とか、児童館の利用者に個別に説明を丁寧に行ってきた、今現在に至っている。パブリックコメントも10月に8日から行い、10月中には子どもの意見230人、児童館の利用者についても聞いた。

それを受けて、以前にもご説明させていただいた児童館のあり方の素案、もう一つのほうの資料だが、こちらのほうの全てについてはご説明しないが、パブリックコメントを受けて16ページのところである。資料の下についてあるページ番号で16ページになるが、そちらのほうに東寺方複合施設内に子どもの居場所を確保していくということをも明文化させていただいた。

それ以外には、4ページ目のところに子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定を書かせていただいたのと、あと最後、38ページ以降のところ、パブリックコメントをいただいた内容を全て全文で載せている。

以上が児童館のあり方、これをもって決定という形でさせていただいた。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、6番、桜ヶ丘児童館の大規模改修工事について、市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 桜ヶ丘児童館の大規模改修だが、こちらはゆう桜ヶ丘、桜ヶ丘コミュニティセンターの大規模改修と併せてになる。先日、2月22日にも、全体の説明会としてさせていただいた。そこで明確にしたものがこの基本方針にある老朽化への対応と、あと関係法令の準拠、それから社会的な要求への対応ということで、具体的には児童館のほうで変わるのとは2か所である。今まで事務室スペースのところを削って、子育てひろばの専用の部屋を設けるというのが一つ。

それから、幼児専用のトイレを親子で使えるトイレに変えるということが2点になる。

改修スケジュールとしては、8月末までで桜ヶ丘児童館を閉じて、9月に引っ越しをさせていただく。以降については、事務拠点は東寺方児童館のほうに移して、子育てひろばは桜ヶ丘の集会施設で行う。また、原峰公園や乞田・貝取ふれあい公園、乞田・貝取ふれあい公園は今までもあったが、移動児童館ということで職員が出ていって、地域に出てきて展開をするということを予定している。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 まずこの新しくつくるフリースペースの扱いは、今、間取り図なんかもあるが、今あるこのサロンのようなスペースにするのかどうかということと、この管理については、現状、運営協議会さんのほうでされているようになるのかということをお聞きしたい。

○石山児童青少年課長 コミュニティ施設のほうのお話なので、私のほうで把握している限りになるが、フリースペースの部分については誰でもが利用できるラウンジのような空間に変えていくと伺っている。今後も運営協議会による運営をしていくというふうには伺っている。

○大くま委員 コミュニティのほうはわかった。今わかったことをお伝えいただいてありがとう。

あと図書コーナーは遊戯室のほうに移すことになっているが、図書コーナー自体が縮小することになるのか。遊戯室に移すとなると、遊戯室自体もちょっと狭くなるのかと思うが、そのことをお聞きしたいのと、もう一つ、事務室を分割してひろば事業と、子育てひろばの専用スペースだが、これで十分なスペースが取れるような形になるのか、今最大どのぐらいの方が参加している状況があるのかということを確認しておきたいと思う。

○石山児童青少年課長 ありがとう。図書コーナーの部分については、おっしゃるとおり遊戯室の壁側に図書のラックを設けて、そちらのほうで共用できるようにしていくと考えている。

実際、事務室だけではなく、子育てひろばのほう、図書コーナーの本棚のエリアのところまでせり出しているのですが、そういった部分も使い方を変えていくことで子育てひろば場の充実をしていくということである。

一方で事務室はおっしゃるとおり、事務スペースとしてはかなり手狭にはなるが、既に運営協議会さんと事務局の方、それから児童館のほうで一緒にこの2階のところに会議室があったら、その下に線を引っ張って、この面積になる。ここに机や椅子やプリンターを置くということをシミュレーションした上で、これでいいかと確認した上で進めているので、その部分については、最大7人ぐらいこの事務室の中に入ると想定はしているが、その中でもやっていこうと。

あと運営協議会さんについては、もう一つ別室にもともとお風呂の更衣室スペースだったところについて、ミーティングスペースや事務スペースを持っていくということになるので、そういったところでの連携は取りながらも、スペースとしてはまた別のところでもやっていけるような状態になっていると考えている。

○大くま委員 ありがとう。何人ぐらい参加しているのかというのは、子育てひろばのほう、ここは子育てひろばのほうで、何人ぐらいの方がそこに入ることになるのか。

○石山児童青少年課長 今現在の利用だと大体年間で1,600人ぐらいの利用があるが、ちょっと日によってまた利用状態が変わってくるので、一概にはということである。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、7番、令和7年多摩市二十歳の祝賀祭について、市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 二十歳の祝賀祭、今年1月13日の祝日にパルテノン多摩大ホールで実施させていただいた。17名の実行委員が決めた、『飛躍～ふるさとからの第一歩～』というスローガンで、参加者は対象となる二十歳の方、市内にお住まいの方だと1,444名の方、うち59%ということで865の方が参加いただいた。当日の様子はユーチューブでも見ることができる。

今回は、令和8年1月12日、今度は月曜日が祝日になるが、そこで実施させていただく。よろしくお願いします。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、8番、令和7年度学童クラブ待機児童状況(予定)について、市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 令和7年度4月以降の学童の入所状況である。まだ第3期までの取りまとめ、今現在第5期の受け付けを終えたところなので、3期までの数字と読み取っていただければと思う。

昨年同時期のほうで報告させていただいているが、定員は変わらず1,921人の定員に対して、申込みが今回1,966件いただいたという状態である。入所予定児童数は1,790人ということで、あと辞退された方、申請取り下げた方もいらっしゃるが、待機としては、143人を想定している。昨年同時期だと178人なので、若干減少しているということである。

見ていただくとおわかりになるが、10名以上の待機児が出ているところが東寺方小学学童クラブ、多摩第一小学校学童クラブ、愛和小学の学童クラブ、愛宕南、これは多摩第三小学校の子どもたちが通う学童クラブ、連光寺小学校の学童クラブ、それから、大松台小学校と南鶴牧小学校の学童クラブ、それぞれで10名以上の学童クラブの待機児が発生している。この部分については東寺方小学校、南鶴牧小学校、多摩第三小学校、この辺りは昨年と同じように出たというところで変わらないかと思っている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今の待機児童の方に対しての対策としては、放課後子ども教室があるのかなと思うが、その意味では、保護者の方から何かお聞きされているとか、対応されなければいけないという、何か連絡というか、聞きたいということは出ていないのか。

○石山児童青少年課長 毎年同じでもあるが、やはり入れたお子さんと入れなかったお子さんがいて、入れなかった

お子さんの保護者の方から、なぜ入れなかったのかという問い合わせは同じくいただいている。

その際には、見守り事業、多摩第三小学校、南鶴牧小学校においては見守り事業のご案内をさせていただいたりとか、あとランドセル来館の部分についてのご案内であったりとか、あと先ほどお話しちょっと出たが、週5日展開している放課後子ども教室なども紹介をさせていただいている状況になる。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、9番、こども家庭センターの開設について、市側の説明を求める。

○田島子ども家庭支援センター長 それでは、こども家庭センターの開設についてご報告をする。

いよいよ令和7年4月1日に開設の運びとなる。こちら、愛称に関して、前回12月のこちらの委員会でも募集しているということで報告をさせていただいたが、決定して、平仮名で「にじたま」となった。こちら募集したところ、9点、応募いただいて、その後、5つまで内部で選出をして、その後は健康センターと子ども家庭支援センターに来所した方に投票をしていただいた。

全体では312票投票をいただいて、その中で「にじたま」は83票獲得をして、一番多かったということでこちらに決定をさせていただいた。広報とホームページでご案内をしていく予定である。

また、その他のところにあるが、平日が開所となるので、今回大々的なオープニングセレモニーなどは行わないが、同じ週の4月6日日曜日、せいせき桜まつりにおいてパンフレット配布などで周知をしていきたいと考えている。

また、資料が健康福祉常任委員会のほうに掲載している。協議会の4番になる。また、カラーのパンフレット資料をつけさせていただいている。議員の皆様にはポスティングをさせていただいて、三つ折りのものとなっているので、また後ほどご確認いただけたらと思う。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、10番、多摩市子ども・若者・子育てプラン第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画の策定について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 このたび、計画を策定したので、報告をさせていただくものである。

前回、途中経過を報告させていただいた後に、自治基本条例に基づくパブリックコメント、また、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づいて、子どもたちからも意見聴取をした。その結果などはホームページで公表しているので、ご覧いただけたらと思う。

またその後、東京都のほうへ、子ども・子育て支援事業計画の部分について、広域調整をする東京都のほうに協議をして、特段の助言等なく受理をされたところである。また、ぜひお時間のあるときに、計画または概要版をご覧いただけたらと思うが、今後の予定では、こちらには4月以降となっているが、ホームページ上には早ければ来週以降、掲載をしていきたいと考えている。ベースは電子で思っているが、若干、紙での印刷も予定している。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に11番、多摩市子ども・子育て会議の委員構成の改正について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 先ほどの案件で、新たな計画を策定することができた。また、国においても、こども基本法が施行されてという中で、こちらにある子ども・子育て会議、こちらのほうが平成25年にメンバー構成を固めて以降、その後、十数年間、委員を変更してきていないところである。

所掌事項については、こども基本法が施行されるタイミングで、改正をさせていただいたが、このたび計画ができたので、この計画を着実に推進していくためにということで、委員構成も変えていきたいと現在調整を進めているところである。調整が進んだら、6月の定例会で改正案を示させていただいて、現在の委員の任期が10月末までとなっているので、11月から新たな委員での会議を設置していきたいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 委員構成というのは結構話し合う意味でもメリット、デメリットが変わっていくのかと思うが、今回こういう運びになったというのは、何かあったのかをお聞きする。

○廣瀬子ども・若者政策課長 現在、当時、この会議を設置したときの法に基づく委員構成となっていて、例えばこの会議、市長の諮問機関となっているが、半分以上がそれ

ぞれのお立場から参加をさせていただいている市民委員が多く、また学識経験者が少ないというのが現状になっている。

一つ一つの取り組みを、多摩市に応じた取り組みを着実に検討していただくのに合った学識経験者とか、また、必要に応じては市長が認めるものとして、参加をしていただきたいとは考えておるが、テーマに応じた議論ができるようにということでのメンバー構成を変えていきたいと考えている。

また、市民委員、子ども・若者についてのご意見に対しては、その都度その都度、子どもたちに直接意見を聞いていきたいと考えていて、代表する1人の市民からの意見というのではなく、多くの市民、または子ども・若者の声を反映しながら、議論を進められるようにという体制で考えていきたいと思っている。

○岩崎委員 今までと変わるということで、市民の方の理解も必要かなと思う。ただ、議論が深まっていくというのと、ただ、いろいろなことを言うのは違うと思うので、ぜひ深めていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○鈴木子ども青少年部長 少し補足させていただく。今、課長から説明がなかった部分だが、こちらの資料にあるとおり、平成25年に条例でこの委員会を設置している。これは、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の早期の部分から取り組んだ委員会であるので、既に子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例は設置をされていて、本来であれば、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の中に、この委員会の設置のみ込むべきだったかと思う部分もある。

ただ、別建ての条例になっているので、今回議案として出させていただいている。課長からも説明があったとおり、条例の起草をする場面と、もう既に条例ができていて、さらに具体的な市の計画が今回定まったところでは、それを具体的にどう動いていくのか、当事者性を持って参画いただけるように、少し委員の改正もしたいと思っている。

会長にも、一定のご了解をいただいているので、まだ半年任期が残っている中で、その中で、委員会の中でも少し議論をさせていただいて、最終案に絞っていききたいと思っているので、よろしくお願いします。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に12番、子ども向けリーフレットの作成について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 お手元にリーフレット、3種類、配らせていただいた。子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づいて、引き続き子どもたちには様々な権利があるということと、困ったときに身近な大人に相談していいということの意識を醸成するということで、また、相談先を知っていただきたいということで、改めてわかりやすいリーフレットを作成した。

来年度以降、小・中学校を通じて、子どもたちに直接配布をしていきたいと考えている。また、場面場面ではできるような機会を設けて、直接子どもたちに説明して、手渡すということも少し取り組んでいきたいと考えている。少しずつ子どもの意見表明、また権利擁護といったところの取り組みを進めていきたいと考えている。まずは子どもたちに相談していいというメッセージの発信になる。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に13番、多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 よろしく願います。お手元に13番の資料を2つ用意をさせていただいた。

まず、最初に多摩市こども誰でも通園事業の実施状況についてご説明する。利用資格認定証の発行状況であるが、令和7年の2月26日の時点で274件の発行が済んでいる。0歳から2歳が利用可能なので、内訳を見ると0歳児が169件と一番多くなっている。1歳児が62件、2歳児クラスが43件といったところである。

続いて、下の表であるが、施設の実施状況である。当初、あおぞら保育園さん、あすのき保育園さん、緑ヶ丘幼稚園さん、富士ヶ丘幼稚園さんの4園で実施してきたが、あすのき保育園さんについては、9月をもって保育の定員が埋まったので、10月からは受入を停止した一方で、たまっこ（市立子ども家庭支援センター）については、11月から受入を開始したといったところで、1月直近の実績人数を見ると記載のとおりということで、全体、合計91人利用できているところである。

各施設の利用時間数も記載のとおりになっているが、あおぞら保育園さんが1,394時間と非常に多くなっている。幼稚園のほうも緑ヶ丘幼稚園さんも約900時間、富士ヶ丘幼稚園さんも700時間と、開始の5月の時点から比べればもう10倍以上受け入れる体制が整ってきたところが見受けられるかなと思う。

続いて、もう一つの資料をご覧いただきたい。こちらは令和7年度の多摩市こども誰でも通園事業の実施予定施設数をお示しをした。予算の審査のところでも、令和7年度についてはこれまでの4園5施設から13園程度に拡大する形でご説明をさせていただいたが、ここには13施設記載をしている。内訳としては保育所が6施設、幼稚園が5施設、認定こども園が1施設、その他のたまっこ1施設、合計合わせて13施設である。

ご覧のとおり、赤い印がついているところが新規実施予定園ということで、これまで令和6年度は黄色のところだったが、さらに広範囲にわたって実施できるように準備を進めているところである。一方で、聖蹟桜ヶ丘地域を見ていただくとわかるが、こちら辺は後ほど説明するが、保育ニーズが非常に高い地域であるので、こども誰でも通園の実施は今のところ予定がない状況である。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に14番、保育料第一子無償化による関係条例の一部改正について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 ご説明させていただく。

保育料第一子無償化について、東京都から示された。これまで認可保育所や認定こども園、幼稚園等の保育料について、令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化、これは3歳から5歳が図られている。また、令和5年10月には、第2子以降の無償化が東京都の制度で図られて、順次無償化を行っているが、このたび東京都のほうから令和7年度予算案により、第1子に関しても保育料を無償化する旨が示された。令和7年の9月より開始予定となるので、これに伴って既に多摩市で、多摩市立保育所条例、多摩保育園が該当する条例となっている。もう一つ、多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例、これが民間さんで実施していただいている保育施設が該当するところになるが、この2つの条例について、現時点で利用者負担額の基準額が示されているので、この保育料を改定するといった形での条例改正をするので、これを6月の第2回の定例会で提案したいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に15番、令和7年4月 認可保育所等新規入所申込等

の状況について（暫定値）について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 説明させていただく。資料の15をご覧ください。

暫定値であるが、令和7年4月の認可保育所等の新規入所申込み等の状況についてご説明する。上の1番の令和7年4月新規入所の状況の1次と2次申請の表を見てほしい。

まず、一番右が合計になっているので、先にご説明するが、新規の入所だったり転所の申込者数を合わせると613件あった。その後、決定したのが470件、単純にこの（A）と（B）に記載しているが、（A）－（B）のところでイコールにはならないが、取下げ等があるのでそれを踏まえると、（C）の2次審査後保留者数ということで140件、一方、空き人数（D）が146件あるといった状況である。

年齢別にご覧いただくと、3月4日現在の数値であるが、特に1歳児のところ、下の令和6年の4月の表とも比べて、ご覧いただくとわかると思うが、今回は283件、令和6年は254件とこれがふえた。主な理由としては社会増だが、聖蹟桜ヶ丘地区であったり多摩センター地区にある完成したマンションへの入居に伴った増が見受けられている。この関係で1歳児をご覧いただくと、保留者数（C）が83件、一方で、空き人数（D）が22件ということで、61件足りないといった状況である。令和6年の4月の時点では23件足らなかった状況があるので、ここが一番目立った数字になると思うので、今担当を中心に利用調整を鋭意進めているところである。

2歳の新規入所・転所申込数（A）のところだが、69件という数字があるが、これも令和6年の4月は102件だったので減ってはいるが、これは主な要因は特にこちらでは把握できていない。実情としてこういう数字になってきたところである。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 ありがとう。1歳児が何でふえたのかというのが気になっていたのですが、マンションの入居だということだったのでわかった。増要因はわかったが、1歳児の市内の総定員数というのは、今回、本年度と来年度で変化はあるのか。

○西幼児教育・保育担当課長 1歳児の受入れの定員のところだが、こういう実情を踏まえて、保育所のほうにも縮小しないようにというふうな形でお願いをしているところで、大きな変化はないが、縮小しているわけではない。

○岩崎委員 この人数で、先ほどのこども誰でも通園制度をふやしていくかと思うが、そういうところに影響が及びそうな感じは。

○西幼児教育・保育担当課長 現状、令和6年度からこども誰でも通園事業を実施しているが、保育園に入れなかったからこども誰でも通園を利用している世帯はあまり見受けられない状況である。どうしても保育要件、保育所や幼稚園に通っていないお子さんが使うのはこども誰でも通園制度があるので、一方で、こちらの数字で見えてくるのは、保育要件を満たしている、保育が必要な家庭の数字になってくるので、こども誰でも通園事業に直接大きな影響はないかと思うが、先ほど申し上げたとおり、これの多くが聖蹟桜ヶ丘地域で捉えているので、今後、聖蹟桜ヶ丘地域でのこども誰でも通園事業はなかなか実施するのは難しいという形では言えるかと思っている。

○岩崎委員 やはり駅に近いところがいいということで、だめだったところで、ほかのところに回っていない可能性もあるということか。

○西幼児教育・保育担当課長 現状まだ暫定値ということで、利用調整前であるので、まだどうしても、今ご質問者おっしゃったとおり、駅近にマンションを買ったから駅近の保育園に入れたいというのは、当然それは皆さん思うかと思うが、市の担当者を中心に利用者の相談に乗りながら、そのお子さんの特性も聞いて、把握されていない園の紹介とかを進めて、昨年度もそうだったが、違った園に通っていただくことも相談しているところである。

○鈴木子ども青少年部長 1つだけ追加で、今のお話をしていると私もそう誤解しがちなのだが、認可保育所の申請状況なので、今の委員からのご指摘も含めて、駅近といったところでは認証保育所もあるので、あらかじめ、はなから認証保育所を選んでいく保護者の方もいれば、認可保育所に申請しながら、どちらにしようかという方もいらっしゃるの、6月議会の時点では4月当初の待機児童ということがご報告できると思う。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に16番、令和6年度多摩市子どもみらい会議の開催について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 今年1月24日に、子どもみらい会議を開催した。

子どもみらい会議、ご存じのように、2015年から教育委員会で実施をしてきたものであるが、子どもたちから様々な提案、メッセージをいただくが、必ずしもそれが、市長が受け取ったメッセージを市政へ反映するところまででき

ていなかった現状がある。

そこで、今年度から少しずつ、市長部局も関わらせていただいて、教育として、E S Dに取り組んでいる教育委員会のこのみらい会議のメッセージを市長部局として受け止めて、市政へ生かせるものは生かしていきたいということで、今年度取り組みをさせていただいた。参加する市役所の職員にも、大人の意見として、子どもの意見に対してぴしゃっと答えを言うのではなく、子どもの意見に耳を傾けるということで、参加をしていただいた。

今年度はご存じのとおり、子どもたちからのメッセージとしては、多摩市民一人ひとりがまちづくりに参加しているという意識を持って行動に移そうという、すばらしいメッセージをいただいて、ここに至るまでも様々なご提案をいただいたところである。

ホームページのほうに報告も載せているが、ぜひ、市長部局でもできることはすぐに、そうでないところも検討して、子どもたちに市長部局としての考えを返していきたいと考えている。

裏面で、今後の予定だが、来年の5月に子育て・若者推進本部、こちらのほうで改めて子どもたちからの提案の内容を共有して、それに対する回答を協議する。そして、8月には、市の考え方としてまとめて、9月に教育委員会を通じて、子どもたちからの提案に対する市長からの回答ということまでしていきたいと考えている。

今年度は少し探り探りというところもあったが、少しずつ深めていけるように、また、子どもたちの声が市政へ反映できるように、引き続き取り組んでいきたいと思う。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 この活動がそういうふうにつながっていくのはすごくよかったと思う。そのことを子どもたちは、どういうふうに知るといえることになるのかお聞きする。

○鈴木子ども青少年部長 今、課長から冒頭説明したが、これまでも、提案だけもらって教育委員会で終わりではなかったことは市議会の皆さんもご案内かと思う。市長までしっかり届けて、経営会議等様々な幹部会議の中で情報は共有してきた。

ただ、それがどういうふうに扱われて予算化されているのか、あるいはこれは難しいよねというそのプロセスが子どもたちに見えなかった。それをしっかり今、課長から説明したような形で、市の会議の中にもきちんと議案として取り上げて、それから行革の取り組みの中で、来年度予算編成の中にしっかり市民からの意見の一つとして、これはベースには子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進

する条例が考え方があるので、子どもたちの意見をしっかり市政の中に反映していく。

8月の私どもが所管の本部会議、もちろんこれは教育委員会、教育長あるいは教育部長、山本参事も入っているが、ほかの環境部だとか様々な部の部長が入っているところで、最終的に、市としてこれはもう今やっていることだから、子どもたちの協力を得ながらさらに膨らませていこうとか、これは予算が必要だよと、来年度の予算でできるのかできないのか、そこら辺も議論した上で、市長からの返事という形で、まだちょっとどういう体裁でまとめるかまでは具体化していないが、教育委員会を通じて、子どもたちに対してしっかりメッセージとしてお返しをする、そういう考えである。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、17番、第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）について、市側の説明を求める。

○小野澤教育部長 これ以降は教育委員会の案件であるので、各課長のほうから順番にご説明させていただく。

○城所教育振興課長 それでは、協議会資料17を見ていただきたい。横判の資料となる。

こちらは教育振興プランの概要版となる。さきの12月議会の子ども教育常任委員会にて素案を報告し、その後、12月20日から約1か月間パブリックコメントを行った。お寄せいただいた意見は8件ほどあったが、本編を修正するような意見はなかった。

また、2月10日及び2月25日に教育委員会定例会議で協議、決定の手続きを経て、多摩市教育振興プランを決定したことから、本日もご報告になる。

資料の内容に入らせていただく。本プランの位置づけは、多摩市教育委員会が進める今後5年間の具体的な施策をまとめた計画となる。そのほかは記載のとおりとなる。

計画の期間だが、教育目標と基本方針を10年間で設定しているが、今回は新たに今後5年間の具体的な取り組みの実施期間となる。

次に、3番の教育目標である。体系図である。教育目標・基本方針・基本施策の体系図は、下表のとおり、三角形の形となり、今回は、一番下の部分の変更となる。

次に、右側のページとなる。5つの基本施策を設定し、その基本的な方向性を記載している。施策1、「確かな学力」を育む教育の推進。この基本的な方向性としては、義

務教育終了までに全ての児童・生徒が主体的に、創造的に生き抜く力を醸成するなどである。

施策2、「豊かな心」を育む教育の推進。基本的な方向性であるが、自分の利益だけではなく、社会や公共のために何ができるかを大切に考える豊かな心の育成を推進するなどである。

施策3、「健やかな体」を育む教育の推進。基本的な方向性として、学校・家庭・地域と連携を図りながら、子どもたちの健やかな体の育成を推進することである。

施策4、児童・生徒の学びを支える環境づくり。こちらの基本的な方向性だが、全ての子どもたちが等しく学習できる機会をつくるなどである。

最後、施策5、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実である。基本的な施策としては、「2050年の大人づくり」につなげていくなどである。

概要版の次ページ以降には、基本施策をより具体的に推進していくための具体的な取り組みの内容を記載しているところである。また、5年後に達成状況を評価できるよう、目標値を設定している。この目標値は各基本施策別に作成している。本日は、資料の分量が多いところから、基本施策における具体的な説明は割愛させていただくが、現在、育委員会として取り組む課題は全て盛り込んでおり、今後5年間に於いて、教育委員会の道しるべとなる教育である。

もう一つの資料17は本編になる。4月から本プランに基づき、教育委員会として施策をスタートさせる。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に18番、多摩中央公園グランドオープンについて市側の説明を求める。

○齊藤社会教育・文化財担当課長 この案件については、生活環境常任委員会と同じ報告であるので、資料については、生活環境常任委員会の協議会資料番号16を開いてほしい。

多摩中央公園のグランドオープンのお知らせである。これまで工事で一部、図書館の周りとか、先行して供用開始していたが、全面開園ということで、4月の5日の土曜日に記念式典を含めて、全面開園をするというところのご案内である。

このグランドオープンに先立って、別にまたご案内があったかと思うが、内覧会を多摩市議会の議員の皆様ということで、3月27日に公園緑地課のほうが中心になってさせ

ていただくものである。

右側だが、広報活動の部分で申し上げますと、京王線と小田急線多摩モノレールの多摩センター駅構内をはじめとして、デジタルサイネージ、また、京王ニュースや多摩モノレールの沿線情報誌などにも掲載していただいて、市民の周知、また来場者を募っていくという形で準備を進めておるものである。

次ページに移ってほしい。平面図が載せてある。一番下の写真で、平面図の周りに写真をちりばめてあるが、一番下の写真はもう既に供用開始されている一部、先方の部分である。そのほかグリーンライブセンターや旧富澤家のほかに、今回新たにパークセンター、ケヤキハウスという通称だが、こちらのほうがオープンするというので、パークセンターのものと、あと来場者への共益施設というもので2つある。

また、図書館の少し上、フラワー&ベーカリーということで、レストランを併設した施設もまた開館するということで、ぜひとも内覧会もしくは開園後、ご覧いただければと思う。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午前11時59分休憩

午後0時01分再開

○本間委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

先ほど13時と申し上げたが、1件追加の分だけ先にさせていただきます。

追加の国登録有形文化財（建造物）の登録について、市側の説明を求める。

○齊藤社会教育・文化財担当課長 続いて、子ども教育常任委員会の協議会資料に戻ってほしい。協議会資料の17と19の間に追加ということで、今回は載せさせていただいている。

国登録有形文化財（建造物）の登録についてということで、昨年も手続の入り口のところでご報告させていただいたが、連光寺にある辻家住宅と一緒にある登り窯が、国の登録有形文化財として正式に登録されたということの報告である。

建物については、昭和30年頃に建てられて、辻様がお住まいになっていたということで、こちらで作品をつくられ

ていたと。平成20年にお亡くなりになった後、そのまま建物も窯もということで、ご親族様が保存されていたものになる。こちらが登録されたということのご報告である。

2枚目のほうに、現況ということで、母屋と作業場、また登り窯、それぞれ写真をおつけしているので、ぜひご覧いただきたい。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 登録されたということの報告で、所有者は個人ということになって、登録されたことによる多摩市との文化財との関わり、何か変わったりするのかどうか、そこだけお聞きしたい。

○齊藤社会教育・文化財担当課長 登録される前から、もう数年前から登録したいということで、文化財担当のほうにご相談にお越しになられていて、もちろん東京都を通じて文化庁という手続になるが、様々なところでご相談に乗ったり、私もお邪魔して、状況確認したいということで、今後ご親族様というか、活用を考えていらっしゃることもあるが、市としてご協力できるところはもちろん、これまでどおりということでご協力していきたいと考えている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後0時04分休憩

午後1時05分再開

○本間委員長 休憩前に引き続き、協議会を再開する。

それでは19番、特別支援学級の新設について市側の説明を求める。

○櫻田学校支援課長 協議会資料19のフォルダーのほうをご覧いただきたい。

特別支援学級の新設についてということで、2枚、紙をつけさせていただいている。先日の一般質問等にもあったが、特別支援学級を新設をさせていただきたいということで、詳細について、この常任委員会のほうでお知らせさせていただく。

第二次多摩市特別支援教育推進計画においては、小・中学校の特別支援学級の整備については、今後のニーズの変化を見ながら検討を進めていくということで定められている。

現状をお話しさせていただくと、中学校においては、自閉症・情緒障害特別支援学級は、多摩中学校と青陵中学校

の2校、現在設置されているが、近年の特別支援教育に対するニーズの高まりを受け、両学級とも入級希望者が増加している、大変希望者が多くなっているというような現状にある。

特に多摩中学校の在籍者数は急激に増加していて、現在の施設で受入れが大変困難な状況になりつつあるという現状になる。

これを受けて、令和8年4月1日に聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設し、市立中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級についてを3校体制で対象者の生徒を受け入れて、在籍生徒の平準化を図っていきたいと考えているところである。

今回、令和7年度の予算については、整備事業として、工事請負費と備品購入費、消耗品費ということで、予算計上をさせていただいているものになる。具体的には工事請負費ということで、教室のエアコンの整備というところが中心になる。

また、備品購入費については、教卓やロッカー、あと書庫、先生の机等において、そういった備品類等、消耗品で、それぞれのホワイトボードとかパーティションとか、そういった消耗品類も計上させていただいているところになる。

開設に向けては、令和7年度において、市の教育委員会の内部と、開設する聖ヶ丘中学校の校長先生方含めて構成する聖ヶ丘中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会というものを設置させていただいて、令和7年度中に、詳細のほうを詰めさせていただき、開設にしていきたいと考えているところである。

次のページになると、そちらについては、特別支援学級の内容、現状とか、あとは通学区域になるが、今まで2校あって、多摩市を2つに分けていたものを3校体制でやるということで、若干通学区域のほうを変更させていただいている状況で、今進めようということと考えているものである。

あと参考に、先ほどお話しさせていただいたが、生徒数の推移ということで、令和元年度から令和6年度にかけて、生徒数の推移と学級数ということで表示させていただいているものになる。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○あらたに委員 対象となる子は、いわゆる令和8年に中学1年になる子、2年、3年の子は対象外ということか。

○櫻田学校支援課長 まさに対象のところになるが、おっしゃるとおり、まずは新1年生と、そのときの新2年生、新3年生についても、現在は多摩中学校、青陵中学校のほ

うに受け入れているところについても、対象の学区のお子様については、私どもから連絡させていただいて、希望を含めて確認させていただくということで、3学年全て受け入れる体制で今準備を進めようと考えているところである。

○あらたに委員 肝心なのは、今、聖ヶ丘中にいる普通の子たちが小学校のときとかに、そういう学級の子たちと一緒にずっと6年間やってきている子は、その対応の仕方に慣れているからいいのだが、今、多分連光寺小学校も聖ヶ丘小学校もそういう学級はないはずである。

だから、今までそういう子たちと接したことがない子たちが在校生でいるので、ちょっとそこがすごく心配だったのだが、そこはどう考えているか。

○櫻田学校支援課長 まさにそちらのほうについても、教育委員会では、これからどういった形で対応するかということも話をしている、ただ幸いなことに、こちらは特別支援学校、都立多摩桜の丘学園が近隣にあって、両校と今おっしゃっていた連光寺小学校と聖ヶ丘小学校、聖ヶ丘中学校もそうなのだが、その3校については、いろいろと地域等を含めて地域の方との交流と、あとそれぞれの学校と都立多摩桜の丘学園の交流というのをやっていて、そういう意味では、全くのさらではないということ考えている。

そういったところから徐々に、これ1年かけて少しずつ受け入れてもらえるように体制を整えたいと考えている。

○あらたに委員 まだ少し何か、聖ヶ丘小学校とか連光寺小学校で6年生とか、5年生でもいいのだが、どこかでそういう子たちの接し方の注意事項ではないが、気づかなければいけない点とか、そういったことをきちんとレクチャーされるようなことがあったほうが私はいいかなと思う。

○櫻田学校支援課長 そういったことも含めてまだ両校長先生、小学校の聖ヶ丘小学校と連光寺小学校の校長先生方にも、まず、中学校でできるよという説明だけはさせていただいているが、今おっしゃれたとおり、具体的にどういった形で子どもたちと接するか、準備開設する前にどんな体制ができるかというのは、これから準備委員会の中で検討させてもらって、具体的なところを進めていきたいと考えている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に20番、学校給食残さリサイクル事業について、市側の説明を求める。

○佐藤学校給食センター長 それでは、協議会20の資料を

ご覧いただきたい。学校給食で出た残渣を堆肥化するリサイクル事業について報告をする。

資料にはちょっとないが、本事業は、事業を立ち上げる際に、環境部の資源循環推進課といろいろ相談をさせていただきながら、協力を仰いで進めてきた。資料のほうをご覧になっていただくと、令和6年6月より、両調理場が出る学校給食の残渣、調理場で出た下処理した野菜くずと市内小・中学校の食べ残しの一部を集めて、八王子市南大沢にあるリサイクル処理施設へ運び、発酵処理を行い、熟成させて、一、二か月間かけて堆肥にしたものを地域に還元する事業として展開している。

リサイクル処理施設に搬入する給食残渣は、月に約600キログラムぐらいで、年間約11万7,000キログラムである。

処理施設との契約上、搬入した給食残渣のうち、5%を上限として無償で堆肥を受け取れるものである。堆肥は容量25リットルで、重さ10キログラム相当の大袋に入れられる。

今年度の配布実績であるが、昨年6月から本年1月までに搬入した給食残渣、合計で6万530キログラムであった。今年度は、市内小・中学校に対して配布希望の調査を実施した。そのうち配布の希望があった13校、右下の表になるが、小学校が7校、中学校は6校に対して堆肥を181袋配布した。希望の多かった学校は30袋ぐらい、少ない学校でも5袋以上は受け取られていた。まだ希望されなかった学校もあるので、令和7年度以降は、さらなる堆肥の配布先の拡充を目指していく。

今後の予定としては、秋に種まきを行う作業もあるので、本年2学期からお使いになることを想定して、おおむね夏休み前の7月中には配布できる数量をリサイクル処理施設と確認して、学校に受け取り希望の照会をかけて、それをもとにお渡しできるように、配布料や受け取り日程等の調整を行う。

さらに、翌年の春の種まきに合わせられるよう、本年12月中には同じように先方の処理施設と受け取り可能な量を確認して、翌年1月から、春の農作業に間に合うように調整を図る。したがって、この事業は年間2回の配布時期で設定して動かしていく。今年度から始まった事業である。これからも継続してまいりたいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 資料のほうには、おおむね200袋は受取可能、これは無償でいただけと思うが、181袋を配布をしたということで、先ほどのお話だとあと200キロだと仮に上限して、あと1校ないし2校、多くても4校ぐらいとい

う見通したと思うが、もうこの学校の中で配布を終わらせるお考えなのか、もっと違った方に、大体堆肥をつくった方がいいが、どこに配布しようというのが課題になると思うので、どう活用していただくかということについて、今現状でどうお考えなのかお聞きしたい。

○佐藤学校給食センター長 今のご質問に対して、学校以外のところでは、私たちとして想定しているのが市内の生産農家さんにも、お声がけをさせていただきたいと思っている。

当初は、まず生産農家さんにちょっとご案内しようかなと思ったが、まずは学校だろうということで、当然教育委員会だから、学校のほうに照会をかけたところ、我々の想定を超える希望があって、学校のほうに今中心になっている。

ただ、こちらのほうは堆肥というところでは、いろいろなチャンスがあると考えているので、学校だけでなく、ほかのところにも利用ができるように、今後は、配布先というところを調整していきたいと考えているので、また、秋に向けては、市内の生産農家さんなんかにもちょっとお声かけができたかなという思いもある。まだ決まっていないが、そんな形でいろいろ試して、進めていきたいと考えている。

○岩崎委員 この事業がうまく回るのがいいと思う反面、残渣が多い方がいいかというところが悩ましいのかと思う。なので、ある意味、給食はあまり残らないほうが本当はいいし、それほど多くつくる必要もないと思うが、そういう意味では、子どもたちにはこの事業を伝えつつ、食べる食品を食品ロスとしてあまりならないようにというところの教育的なものの食育としては、難しいと思うが、お聞きする。

○佐藤学校給食センター長 ご質問のおっしゃるとおり、どうやって食べ残しを減らしていくかというのは、これはもうずっと続く課題なのだが、仮に残したとしても、こういった資源循環の取り組みでリサイクルして堆肥になって戻ってくるよということも学校の中で教えたり、あるいは給食センターも時々学校に訪問して、クラス訪問なんかもさせていただいているから、栄養教諭の先生なんかといろいろ連携しながら、食育の取り組みの中でうまく伝えていけたらなと。

食べ残しも、できるだけ減らしていかなければいけないよというところでは、苦手なものもまずは1口でも2口でも食べてみてよという声かけもさせていただくので、当然、おいしい給食もつくっていかなければいけないが、そうい

ったことでいろいろな機会を捉えて子どもたちに訴えたりだとか、実際に映像なんかを見ていただいたり、そんなことも考えているので、そういった取り組みで複合的にやっていきたいと考えている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に21番、学校給食センター建替えに向けた進捗について、市側の説明を求める。

○佐藤学校給食センター長 学校給食センターの建替えの進捗状況について報告する。今回、現時点でお示しできる資料がない。資料なしの口頭報告となる。ご了承いただきたい。

まず、基本計画の策定状況について報告させていただく。予算決算特別委員会でもご質問いただいて、答弁させていただいたが、令和6年度と7年度の2か年で、コンサルタント委託を行って基本計画の策定を進めている。今、計画の素案をつくっているところである。令和6年度は、建て替える場所をどこにすべきかということで、コンサルの協力を受けながら、選定候補地ということで分析をさせていただいて検討した。

その結果、永山調理場の場所を建替えの建設地ということで、予定地ということで決定をさせていただいている。

現在2つある南野調理場と永山調理場を1つの施設にまとめて建て替えることになる。

建替え場所の決定までのポイントを説明させていただく。

学校給食センターは大規模な食品工場である。都市計画上の用途地域では、準工業地域以上の土地に建設することが基本となっている。その上で整備の容易性、用地の形状、市の土地利用計画との整合性等を踏まえて、比較検討を行った。また、現在の南野調理場、永山調理場が運用開始から40年以上経過して、老朽化による設備や調理機器等の対応にも課題がある。ここ数年、毎年の修繕費用がふえている状況である。給食センターのトラブルによる予期せぬ給食停止は避けなくてはならないので、早急な建替えが可能となる場所という点も重要視させていただいた。

場所を決めることができたので、次のステップとして、土地の有効な活用方法はどのようなものか。斜面地を有する永山調理場は今、斜面地を抱えている。斜面地を有することを踏まえた建物の規模や建設方法、新たなセンターに必要な機能ということで、つまり、どんな給食センターにしていこうかということ、さらに具体的に検討している。

また、P F Iなどの事業手法についても調査検討を行い、基本計画に盛り込んでいく。現在はこの検討を行っており、この検討の経過や結果をまとめることで、建替えの基本計画が完成となる。基本計画は本年11月頃に完成させる予定である。その前にはパブリックコメントを実施する予定なので、まずは9月の議会の子ども教育常任委員会で、計画の素案を説明させていただければと考えている。その後、パブリックコメントということで、いろいろ手続があるので逆算して、いつに何をしなければいけないというところで、策定のスケジュールを今立てている。

ただいま説明させていただいたとおり、基本計画の中で決まっていく要素が多いので、特に事業手法によって建設や運用準備の期間が大きく変わるので、新たな給食センターがいつから稼働するかについては、幾つかのパターンが考えられる。そのため、全体的なスケジュール感をお示しするには、もう少しお時間をいただきたい。

場所が決まったことで、次のステップに移ることができた。調査、検討は進んでいる。プロジェクトとして進捗もしている。今後は、説明できる情報もふえてくるので、常任委員会の場をお借りして、進捗状況を報告させていただこうと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは22番、I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について(令和6年度実施)について、市側の説明を求める。

○野原教育協働担当課長 I C Tと健康に関するアンケート調査ということでご報告をさせていただく。資料は22番となる。

令和6年度で、1人1台の教育用端末の利用も4年目を迎えた。学校でも様々な場面でI C T機器を使用する状況になっていて、この令和6年度のアンケートから、一部内容を変更している。

I C T機器の使用状況のより詳細な確認とか、目の健康、また、使用ルールへの意識なども含めたところを少し見直しをしている。本日、その変更点を中心にご説明をさせていただきたい。

2ページ目をご覧ください。まず、問1だが、これは従前と同じ設問なのだが、学校以外でどれぐらい1日の使用時間、スマートフォンとかゲーム機も含んでいるが、学校以外の時間を聞いた設問である。3時間以上というの

が一番右側、24.1%いらっしゃるというところなのだが、具体的にどれぐらいなのかといったところを次の問2、これは新しく設問をつくっている。

見ていただくと右側、7時間以上が15.5%、それから6時間から7時間、こちらが12.7%ということで、かなり使っているというような状況もわかってきたところである。これは7時間以上15.5%、全体でならずと4%に相当する数字である。それから6時間から7時間の12.7%は、全体の3%に当たるところで、かなり長時間というところの結果も出ているところである。

それから3番、4番は継続して聞いている設問となるので、3ページ目をご覧ください。

5番、使い方、タブレットについての意識というところなのだが、学校の授業や活動において、タブレット端末がないよりもあったほうが役立つと思うかといった問いである。おおむねあったほうがいい、役立つという回答を得たということである。

それから問いの6、実際にこのタブレット端末、どのような場面で役立つかというところを聞いたものである。複数選択可になっていて、ほとんどが調べ学習ということで75.4%になっている。ただ、その次、友達と話し合うときとか、友達の考えをまとめるとき、また、発表するときといったところもチェックが入っている。それからあと最後、ドリルを解くなど自分で学習を進めるときなど、様々な場面で活用されているということがわかったところである。

それから、7番、8番が目の健康に関するもので、7番は従来どおり、30センチ以上離してよい姿勢でというところ、これは従来と同じである。8番は今回新設をしたところであるが、やはり30分以上使ったら目を休めるというところ、こちらが非常に大事なもので、それを設問としているが、ちょっと休めていない、あまり休めていないという割合も一定割合いるところが確認できた。

それから問9もそうである。従前の設問を引き継いでいる。

問10から、ちょっとルールのところだが、問10が新しくしているところである。学校では必ずタブレットを使う際のルール、あとSNSのルールなどを定めていて、先生方が子どもたちにそれを指導しているところであるが、やはりその結果、まあまあ知っているというところ、少しだけ知っているというところがかなり数字として出ているところである。

それから11番、こちらは継続して家庭でのルール、それを決めているかというところ、これはもう継続して今後も

聞いていくところである。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 小・中学校回答と書いてあるが、小学校1年生から中学3年生までという意味なのか、こうやってちょっと年齢によって状況が変わるかなと思うので、教育委員会としてはクロスではないが、いろいろ分析は細かくされているのかをお聞きする。

○野原教育協働担当課長 まず、このアンケートに関しては令和3年度から開始しているが、小学校1年生から中学校3年生までを一くりにして出しているものであるので、今回もそれを踏襲したところである。

あと、おっしゃったように詳しい今回の問2のように、かなり長時間使っているというような数も出ているので、改めてそういったクロス集計、小学校と場合によっては中学校は分けられるかということもあると思うので、こちら今後、分析のほうを細かくしていきたいと考えている。

○岩崎委員 やはり小さいうちからしっかりと伝えておいたほうが良いという面と、大きくなってからだとどうしてもそういうふうになりがちな面というのが、時間にしても使い方にしてもあると思うので、やはり傾向として伝える中では、ちょっと9年間を6、3で分けるよりもちょっと考えていただくというのもありなのかと思うので、今後に生かしていただくためにも、学年の分け方とかも考えていただいて、対策に使っていただけたらと思うので、よろしく願いたい。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後に23番、（仮称）「第二次多摩市読書活動振興計画」策定の進捗状況について、市側の説明を求める。

○渡邊図書館長 それでは、協議会資料23番をご覧ください。（仮称）「第二次多摩市読書活動振興計画」策定の進捗状況についてである。

計画策定の背景のところである。図書館の個別計画である多摩市読書活動振興計画、こちらと18歳以下を対象としている第三次多摩市子ども読書活動推進計画、こちらの2つを統合して、新たに計画を策定するものである。

計画の位置づけと計画期間である。こちらは多摩市の総合計画を上位計画として、多摩市における教育振興のための施策に関する基本計画である「多摩市教育振興プラン」の図書館部分について整理した個別の計画として、位置づけている。令和7年から令和11年度までの計画である。

こちらが体系図である。左側に第六次多摩市総合計画がある。その下に第二次多摩市教育振興プラン、その下に今回の計画がある。関連する市の計画ということで、こちら4つ挙げさせていただいている。

右側に国や東京都の根拠法であったりとか、計画、条例等が記載させていただいている。こちらとの整合性を取りながら計画をしていくものである。下が計画期間の図表である。新しい計画については、令和7年度途中からになるが、施行して、11年度末までの計画となっている。

それでは、2ページ目をご覧ください。現在の計画から次期計画へということである。現在の多摩市読書活動振興計画が当初、令和2年度末までの計画であったが、中央図書館の開館に向けて準備をしていたところと、あと地域館の大規模改修を控えているということで不確定要素が多いことから、次期計画は、中央図書館開館後とした。

先ほども申し上げたが、子どもの読書活動推進に関する計画と一本化した計画とすることとさせていただいた。今の現在の計画については、それに伴って令和6年度末まで延長したものである。こちらがご説明したものを図で表したものであって、2つの計画を下の次期計画ということで1つにまとめさせていただく。

現行の計画の5つの基本目標を4つの基本方針に改めて、子どもの計画を統合するので、見直しを行っていく。また、こちらの中のボチの4つ目だが、中央図書館を中心とした図書館ネットワークのもと、各図書館の地域性を生かしたサービスの提供や、試行で運営している「唐木田図書館」、「東寺方図書館」の運営手法等について、その方針決定時期などについて、計画に記載する予定である。

ページをおめくりいただいて、これまでのスケジュールと今後のスケジュールである。令和6年度が上の図である。

一番上、策定委員会が市役所の課長級の会議である。令和6年度5月に第1回を開催して、3月、来週になるが、6回開催する予定である。有識者会議が有識者の方であったりとか、あと学校の校長先生であったりとか、幼稚園、保育園の園長さん、市民の公募委員の方等で組織する会議である。こちら5月に第1回を開催して、夏の8月、1回台風の影響で中止となったが、2月までで4回開催をしているところである。

そちらの令和6年度の下のところ、アンケートのほうも実施をさせていただいた。また、8月には、図書館での利用者懇談会ということで、そちらでの意見聴取もさせていただいて、1月には、図書館7館で全館で市民の方との意見交換をした。令和7年度については、教育委員会のほ

うで4月に素案を決定させていただく予定である。5月からパブリックコメントを実施をさせていただいて、9月に原案の計画決定をする予定である。また、決定後に12月になるが、議会のほうの報告も予定している。

ページおめくりいただいて、現在の体系である。検討している中での体系である。基本理念については、多摩市の「読む」「知る」「学ぶ」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育む～「知の地域創造」の実現へ～としている。

下が基本方針と各施策である。基本方針1では、だれもが使える図書館としている。こちらに若者の図書館利用の促進とか高齢者サービス、多文化サービス、読書バリアフリーの推進等が施策として入っている。

基本方針2が、一人ひとりの子どもに寄り添うサービスということで、子どもの関係のサービスがこちらである。こちら2-5のところでは、多摩市立小中学校への協力・支援・連携ということで、学校との連携もこちらに入っている。

基本方針3が、市民のしらべを支え、役立つ図書館としている。3-1では、電子資料も含めた蔵書の充実と活用促進であったりとか、あと3-6では、各図書館の地域性を活かしたサービスの提供と施策がある。

基本方針4として、持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化をしている。こちら各館の機能強化・運営体制の整備等、あと職員の専門性の向上等の施策がこちらである。

ページをおめくりいただいて、計画の構成のところである。こちらは5章立てで考えていて、1章で計画の概要について、2章で、図書館の現状と課題、3章と4章で、これからの図書館、多摩市立図書館の基本理念と基本方針、また、それらを実現するための施策について、最後に5章で計画の推進体制について記載する予定である。

各図書館の役割としては、図書館ネットワーク網のもと、中核となる中央図書館を中心として、サービスの機能をネットワーク化して事業を推進していく。図にするとこちらのとおりで中央図書館が中心になって、各図書館と一緒にネットワーク化するような形で、サービスを展開していく。

右側にそちらの各図書館の役割が記載している。下になるが、計画の推進体制ということで、ステップ1のところだが、こちら本計画をもとに、重点施策を決定をさせていただいて、毎年度、多摩市立図書館の事業計画を策定をさせていただく。

こちらの計画策定後、事業実施をさせていただいて、そ

ちらに基づいて、ステップ3で報告を作成させていただく。

こちらの報告・作成したものを図書館協議会のほうへ報告をして、ステップ4で図書館協議会のほうで外部評価を行う項目を選定する。

ステップ5としてそれに基づいて、図書館のほうで内部評価をさせていただいて、図書館協議会に報告。それを受けて、ステップ6で図書館協議会のほうで外部評価を行う。

最後に、そちら評価をいただいたものを総合的にまとめて、今後の方向性として改善策を検討していく。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 多摩市読書活動推進計画と、今回子どもの読書活動推進計画を統合していくということだが、どういった意図でなぜ統合するのか。今別個になっているものを統合しようと思ったこと、何か課題対応などがあるのかどうかということの一つお聞きしたいのと、もう一つ、その統合することによって、子どものほうの読書活動推進が少し後退するようなことになったら困るなど思っているわけだが、子どもの読書活動推進計画のほうではアクションプランをつくって、毎年振り替えりを実施ということは資料にも書かれているが、そういった手法は踏襲しながら検討は進められていくのか、まずお聞きする。

○渡邊図書館長 まず、こちらは2つの計画を1つにするというところだが、今まで、子どもの計画だけ別であったところである。だが、図書館としては、小さいお子様から、まずは乳幼児のところから始まって、また若者であったりとか、あと高齢者、そういったものを分けて事業を実施するのではなくて、一つのつながりを持ってやっていきたいというところもあるので、今回一つにすることで、一つ一つの施策が個別にならないように、一体性を持ってできるような形にできるかと考えている。

子どもの計画、後退しないかというところでは、これまでも読み聞かせのボランティアさんの連絡会なんかもあった。そちらのほうも継続をさせていただいて、いろいろご意見をいただきながら、後退しないような形ということでは、推進をしていきたいと考えている。

○大くま委員 あと何点かあるが、読書活動推進計画となるが、この計画の構成資料の4ページの右上でいうと、多摩市立図書館の基本理念と基本方針など、また、そういう施策について規定していく。要は、多摩市の図書館基本計画みたいな位置づけになるのかなと思うが、そういったときに、今この中をぱっと目を通すと、図書の貸し出しとかに焦点が当たっていたりとか、そこに居場所としての機能とか、もちろん公立の図書館なので、利用のところにフォ

一カスが、視線が寄せられるというのはわかるが、図書館の役割というのは、本の貸し出しや居場所ということだけではなくて、様々な資料を収集して、それを資料化していくようなところ、そういうところが少し薄いように感じている。この資料の収集などについては、この計画の中で行って、位置づけをはっきりとさせて進めていかれるのかということをお願い。

○渡邊図書館長 こちらの計画、まず、今（仮称）だが、読書活動振興計画というところにある。資料の収集についても、こちら4ページ目のところの基本方針3、3-1などでは、電子資料も含めた蔵書の充実といったところと活用、そういったところであったりとか、3-3というところでは、地域資料というところ、こちら活用というところにはなるが、そういったところもしっかりと収集して、活用していこうというところは、記載をさせていただいて、しっかり進めていきたいと考えている。

○大くま委員 最後にするが、振興計画だということで失礼した。この点は訂正をしたいが、先ほども言ったように、利用の部分にはすごくフォーカス当たっている反面、図書館としての本来の役割の一つの大きな柱である資料を収集して、活用していくというところには、非常に物足りなさを感じる部分もあって、それを振興計画という位置づけでいいのかという思いも若干ある。

そういったところで、今後やはり多摩市の図書館をどうやっていくのか。それを通じて市の読書活動や、市の持っている資料の価値をどう高めていくのかというところをぜひ注意をしながら進めていただきたいと申し上げて終わる。

○渡邊図書館長 今ちょっと申し上げたところの施策では、記載はしているが、また、その下に、いろいろな取り組みというところも記載をさせていただくので、そういったところでしっかりと対応していけるようにしていきたいと思う。

○あらたに委員 この計画の中に盛り込むべきかどうかというのはちょっと教育委員会で考えてもらいたい、今中央図書館は、試験前とかもオープン前からブースを取るために並んでいるぐらい、若い子たちがいっぱい来ている。土日なんか除いてもほぼほぼブースいっぱいである。今、図書館の使命として、そういう学ぶ場所、スペースの提供というのが非常に需要として高くなっているというのが実感としてあるわけなのだが、学ぶ場所の提供としての図書館の位置づけというか、そういったものはこういう計画の中に入ってくるか。

○渡邊図書館長 基本理念のところにも「読む」「知る」

「学ぶ」を支援しというところもあるので、図書館としては、やはりそういった書籍を読むというところの支援と、やはり学ぶ、勉強したりというところも、そういったところは切り離せない部分もあるので、しっかりと対応していきたいという考えである。

そういったところでは、例えばこの4-1の各館の機能強化であったりとか、いずれかにそういった取り組みというところも入ってくるかとちょっと検討したいと考えているが、あと席数については、やはり限られたスペースのところもあるので、どこまでできるかというところもあるが、読むだけではなくて、そういった学ぶといったところの支援も考えていきたいと思っている。

○あらたに委員 前々から言っているが、地域館は残念ながら中学生が部活動を終わって帰ってくるときには閉まっているという現状の運営状態になっているので、果たしてそれを学ぶ場の提供としての図書館としての役目も果たしているのか。私はそういう疑問をずっと持っているので、そこら辺も今度はちょっと、今の本当のニーズをしっかりと目視していただいて、その軽減をどうしていくのかという、地域の中でも、中央図書館と同じような機能がやはり望まれているということは、しっかりちょっと認識していただきたいなということをお願いしておく。

○渡邊図書館長 今、これから図書館で大規模な改修であったりとか、建替えも含めて検討がもう既に行っているところと、これからまた本格的に始まるところがある。そういったところでは、図書館だけではなくて複合施設になるので、図書館でできるところと、全体の施設として対応できるということもあるので、そういったところは、これから市民の方とも、地域の方ともお話をさせていただくので、十分踏まえて検討していきたいと考えている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後1時48分再開

○本間委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後1時49分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 本 間 としえ